

秋田市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年12月4日

秋田市長 穂 積 志



専決第48号

専 決 処 分 書

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第6号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年10月9日

秋田市長 穂 積 志



## 令和6年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,554,879千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17	県支出金	10,376,420	123,192	10,499,612
	3 委託金	554,502	123,192	677,694
	歳 入 合 計	149,431,687	123,192	149,554,879

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	17,789,958	123,192	17,913,150
	4 選挙費	127,339	123,192	250,531
	歳 出 合 計	149,431,687	123,192	149,554,879